

「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等(3月分)について

(1) 問い合わせ件数

平成18年3月1日～平成18年3月31日

	60 件
*うちBSE関係	7 件
*うち大豆イソフラボン関係	21 件

(2) 内訳

食品安全委員会関係	10 件
食品の安全性関係	34 件
食品一般関係	14 件
その他	2 件

(3) 問い合わせの多い質問等

【食品の安全性関係】

Q. アガリクスを含む製品について、厚生労働省から食品健康影響評価を依頼されましたが、今後どのように審議を進めていくのですか。

A. アガリクスを含む食品のうち、「キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒」については、国立医薬品食品衛生研究所より、ラットを用いた中期多臓器発がん試験の結果、発がんを促進する作用が認められたとの中間報告があったことから、食品衛生法に基づき、本製品の販売を禁止するため、平成18年2月13日付けで厚生労働大臣から食品安全委員会に対し、食品健康影響評価の要請がありました。

本製品については、同年2月16日の食品安全委員会において、新開発食品専門調査会を中心に他の専門調査会の協力を得て審議することとされました。

これを受けて、新開発食品専門調査会の専門委員を中心とし、今回の審議内容を専門とする他の専門調査会に属する専門委員の参加を得て、3月15日付けで新開発食品専門調査会の下に11名からなるワーキンググループを設置したところです。今後、ワーキンググループでの検討状況は、適宜、新開発食品専門調査会に報告されるとともに、その評価結果は、新開発食品専門調査会の了解を得て、同専門調査会の評価結果とすることとしています。

また、同年2月13日付けでその安全性について食品健康影響評価の依頼があった「仙生露顆粒ゴールド」及び「アガリクス K₂ABPC 顆粒」のアガリクスを含む2製品については、国立医薬品食品衛生研究所において、遺伝毒性試験及び中

期多臓器発がん試験を実施しており、その具体的な試験結果については、今後、厚生労働省から報告されることとなっています。

詳細につきましては、食品安全委員会ホームページの第 34 回新開発食品専門調査会「資料 2 アガリクスを含む製品の食品健康影響評価の進め方について（案）」

(<http://www.fsc.go.jp/senmon/sinkaihatu/s-dai34/sinkaihatu34-siryoku2.pdf>) をご覧ください。

Q. 大豆イソフラボンを含む特定保健用食品(3 品目)の食品健康影響評価について、なぜ大豆イソフラボンアグリコンに換算して評価しているのですか。大豆イソフラボンアグリコンへの換算方法についても教えてください。

A. 大豆や大豆食品中に含まれる大豆イソフラボンは、主に配糖体として存在していますが、糖の部分が分離したものをアグリコンといい、味噌、納豆等の伝統的な大豆発酵食品中に含まれます。また、ヒトが摂取した大豆イソフラボン配糖体は、腸内細菌の作用等により、大豆イソフラボンアグリコンとなり、腸管から吸収されます。

このため、大豆イソフラボン配糖体を含む特定保健用食品についても大豆イソフラボンアグリコンに換算することにより、安全性評価を検討することが適切であるとしました。

大豆イソフラボン配糖体から、大豆イソフラボンアグリコンに換算する場合、配糖体とアグリコンとの分子量の比から求めることができます。個々の食品に含まれる 3 種類の大豆イソフラボンアグリコン(ゲニステイン、ダイゼイン、グリシテイン)の量は分析しなければわからないため、原則として、3 種類のアグリコン中一番エストロゲン活性の高いゲニステインの換算値(約 0.625)を用いて換算しております。

(例)大豆イソフラボン配糖体 10mg × 0.625 = 大豆イソフラボンアグリコンとして 6.25mg

詳細につきましては、食品安全委員会ホームページの

「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品の安全性評価の基本的な考え方(案)」

(http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc_isoflavone180309_4.pdf)

「大豆イソフラボンを含む特定保健用食品(3 品目)の食品健康影響評価(案)のポイントについて」

(http://www.fsc.go.jp/hyouka/isoflavone/hy_isoflavone_hyouka_point.pdf)

及び「大豆及び大豆イソフラボンに関する Q & A 」

(http://www.fsc.go.jp/sonota/daizu_isoflavone.html) をご参照ください。